

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第八号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年八月三十一日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮問日：令和7年7月8日

（令和7年度諮問第5号）

答申日：令和8年8月7日

（令和8年度答申第8号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和6年1月10日付けで審査請求人（以下「審査請求人」という。）から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った被爆者健康手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（被爆者支援課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和7年6月27日付け5審理第148号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和7年7月8日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 被爆者健康手帳の交付の申請に対する審査に当たり、申請者の申請内容が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）

第1条各号のいずれかに該当し、かつ、当該申請内容が確からしいということを、何らかの資料によって客観的に確認することは、被爆者健康手帳交付事務の適正な運用のためには、必要な対応であると認められる。

- (2) 審査請求人に、法第1条第1号に該当する事実（以下、同条各号に該当する事実を「被爆事実」ということがある。）があると認められるか否か、すなわち、審査請求人が、原子爆弾が投下された際当時の広島市の区域内又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「政令」という。）別表第1に規定する区域内に在ったことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 審査請求人は、審査請求人の父らとともに、B町に居住していた際に、母及び弟と直接被爆した旨申し立てているが、審査請求人の父、母及び弟に関する資料によっては、審査請求人が原爆投下時にB町にいたことが確認できなかったことが認められる。

イ また、面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月8日～17日頃、祖父が、大八車で、当時Cに住んでいた母の姉夫婦と私達家族を迎えに来て、私と母をF町へ引き取ったと聞いていたと申述しているが、審査請求人の祖父に関する資料及び審査請求人が当時Cに住んでいたという母の姉夫婦に関する資料を調査しても、審査請求人が原爆投下時にB町にいたことが確認できなかったことが認められる。

ウ このほか、処分庁は、証人がいない中、その他関係資料の調査も行ったが、審査請求人がB町で被爆したことが確認できる資料は見当たらなかったことが認められる。

エ 上記アからウに加えて、被爆者健康手帳の交付を受けている祖父及び同人が入市同行者とするGの被爆者健康手帳交付申請書によれば、同人らは、8月7日、被爆した（母の姉の夫である）Hを連れに（審理員注：「（E郡F町に）連れて帰るため」という意味）入市し、同日、Hを引き取り帰途についたこと等について記載があることは認められるものの、審査請求人が申述している「私達家族を迎えに来て、私と母をF町へ引き取った」との記載や原爆投下時に審査請求人がB町にいたことの記載は見当たらない。

オ また、本件審理手続に提出された一件書類を精査しても、審査請求人が原爆投下時にB町にいたことを確認することができる資料は見当たらない。

- (3) 審査請求人は、以下の事実を総合すれば、昭和20年8月6日の原爆投下の際、祖父宅に疎開していた可能性はなく、父の住所であったB町に居住していたと認められると主張している。

ア 審査請求人の父がA刑務所看守として働いており、A刑務所に対し当時の居住地として「A市B町〇〇番地」が届け出られていること。

イ 当時の審査請求人の年齢が2歳11か月であったこと。

ウ 審査請求人の母は原爆投下の約20日前に第2子（審査請求人の弟）を出産したばかりであること。

エ 祖母は昭和12年にすでに亡くなっており、父の実家には祖父のみしか住んでいなかったこと。

オ 母の姉妹が当時A市（C）に住んでいたこと。

カ 審査請求人の弟は、原爆投下から約1か月後の昭和20年9月19日に死亡したものであるが、その届出人は父ではなく、祖父となっていること。

キ 昭和20年8月6日当時、D市に居住していた審査請求人の祖父が被爆者健康手帳の交付を受けていること。

しかしながら、この点に関する審査請求人の主張は、推論に基づくものといわざるを得ない。

しかも、令和3年8月31日付け改製原戸籍には、審査請求人の弟は、昭和20年7月18日に本籍において出生し、昭和20年9月19日に本籍において死亡し、祖父が届出を行った旨の記載が認められるところ、上記イのとおり、当時の審査請求人の年齢が2歳11か月であったことを考慮すると、昭和20年8月6日当時、審査請求人は、審査請求人の母及び弟とともにE郡F町に居住していたと考えることにも合理性が認められ、審査請求人の前記アからキまでに係る主張をもって直ちに審査請求人が父の住所であったB町に居住していたと認めることは困難であるといわざるを得ない。

(4) このほか、審査請求人はるる主張するが、本件処分の取消しの根拠となる理由とは認められない。

(5) 以上のことからすると、審査請求人の被爆の事実を客観的に確認することができるとはいえないと認められるため、審査請求人について、法第1条第1号に該当する者とはいえないとして行われた本件処分が違法又は不当とはいえない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和7年7月8日）

2 第1回審議（令和8年7月1日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和8年8月6日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法

第1条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

- (1) 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

第2条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

- 3 都道府県知事は、前2項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

第49条 この法律の規定（第6条、第51条及び第51条の2を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(2) 政令

第1条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第1条第1号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第1に掲げる区域とする。

別表第1

- (1) 広島県安佐郡祇園町
- (2) 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木
- (3) 広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田
- (4) 広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北

- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）

第1条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、その者が法第1条各号のいずれかに該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。……を除き、以下同じ。）の都道府県知事（広島市又は長崎市にあつては、当該市の長とする。……を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

- (4) 被爆者健康手帳の交付に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

- (5) 法第2条の規定による被爆者健康手帳の交付の事務について、厚生省（現厚生労働省）

働省）から「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」（昭和32年5月14日衛発第387号厚生省公衆衛生局長通達。以下「32年局長通達」という。）及び「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知。以下「51年課長通知」という。）が発出されており、処分庁は、第一号法定受託事務である被爆者健康手帳の交付の申請に対する審査に当たり、32年局長通達及び51年課長通知を、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照し、事務を行っている。

- (6) 32年局長通達の記の1では、被爆者健康手帳の交付の申請に当たっての添付書類について、被爆者健康手帳の交付の対象となる被爆者の要件に「該当することを認めることができる書類としては、おおむね次によること」として、「(一) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書 (二) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類 (三) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書 (四) 前三号のものがない場合は第三者（三親等内の親族を除く。）二人以上の証明書 (五) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が掲げられている。
- (7) また、51年課長通知では、「……添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であつて、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものである……」とされ、記の1には、「審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても、は握しておかれたいこと。」とされている。
- (8) なお、32年局長通達及び51年課長通知は、法の施行により廃止された、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）に関して発出された通知であるところ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」（平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知）の第九の二において、「新法（審査会注：法を指す。）の施行に当たっては、別途通知するものを除き、原爆医療法（審査会注：原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を指す。）及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで発出した通知によられたいこと。」とされている。
- (9) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、令和4年12月28日、処分庁に対し、被爆者健康手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した（本件申請）。

イ 処分庁は、令和 5 年 2 月 1 日、審査請求人の面接聴取を実施した。

ウ 処分庁は、本件申請に対し、法第 1 条第 1 号に該当する被爆者健康手帳が交付される要件に該当する被爆事実の確認ができなかったとして、本件処分を行うことを決定し、本件申請を却下する旨を令和 5 年 11 月 27 日付けで審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、令和 6 年 1 月 10 日付けで、広島県知事に対し本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 判断

ア 判断枠組みについて

上記第 5 の 1 (6) のとおり、32 年局長通達では、被爆者健康手帳の交付申請の添付書類について、同手帳の交付対象たる「被爆者」に該当すると認めることができるものとして「(一) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書」「(二) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類」「(三) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書」「(四) 前三号のものがない場合は第三者（三親等内の親族を除く。）二人以上の証明書」「(五) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が挙げられている。これらの書類のうち「本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」以外の(一)ないし(五)のものは、被爆者健康手帳の交付申請者以外の者（第三者）が作成したもの又は原爆投下時若しくはそれから近似する時点において作成された記録である。そうすると、32 年局長通達は原則として、被爆者健康手帳の申請者の被爆の事実が客観的に証明された場合に同手帳の交付を認める趣旨と解される。一方で 32 年局長通達は、「本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」についても被爆者健康手帳の交付が認められるものとしているが、これは、上記(一)ないし(五)の第三者作成の書類や当時の記録との権衡上、それらと同程度の証明力が認められる場合に限り同手帳の交付を認める趣旨であると解される。

そこで、以下、32 年局長通達の上記趣旨に照らし、本件処分が違法又は不当であるか検討する。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人の主張内容を基に同人の被爆（直接被爆）が認められるか否か検討する。

(ア) 当時の居住地について

本件被爆者健康手帳交付申請書及び令和 5 年 2 月 1 日面接聴取票によると、審査請求人は、昭和 20 年 8 月 6 日に、審査請求人の父らとともに、B 町に居住していた際に、母及び弟と直接被爆したと主張する。

しかしながら、処分庁が審査請求人の父、母及び弟に関する資料を調査した

が、審査請求人が原爆投下時にB町にいたことが確認できなかったことが認められる。

(イ) 当時の状況から父の住所地にいたとする点について

また、本件審査請求書によると、審査請求人は、以下の事実を総合すれば、昭和 20 年 8 月 6 日の原爆投下の際、祖父宅に疎開していた可能性はなく、父の住所であったB町に居住していたと認められると主張する。

- a 審査請求人の父がA刑務所看守として働いており、A刑務所に対し当時の居住地として「A市B町〇〇番地」が届け出られていること。
- b 当時の審査請求人の年齢が2歳11か月であったこと。
- c 審査請求人の母は原爆投下の約 20 日前に第2子（審査請求人の弟）を出産したばかりであること。
- d 祖母は昭和 12 年にすでに亡くなっており、父の実家には祖父のみしか住んでいなかったこと。
- e 母の姉妹が当時A市（C）に住んでいたこと。
- f 審査請求人の弟は、原爆投下から約1か月後の昭和 20 年 9 月 19 日に死亡したものであるが、その届出人は父ではなく、祖父となっていること。
- g 昭和 20 年 8 月 6 日当時、D市に居住していた審査請求人の祖父が被爆者健康手帳の交付を受けていること。

しかしながら、この点に関する審査請求人の主張は、推論に基づくものといわざるを得ない。

しかも、令和 3 年 8 月 31 日付け改製原戸籍には、審査請求人の弟は、昭和 20 年 7 月 18 日に本籍において出生し、昭和 20 年 9 月 19 日に本籍において死亡し、祖父が届出を行った旨の記載が認められるところ、上記 b のとおり、当時の審査請求人の年齢が2歳11か月であったことを考慮すると、昭和 20 年 8 月 6 日当時、審査請求人は、審査請求人の母及び弟とともにE郡F町に居住していたと考えることにも合理性が認められ、審査請求人の上記 a から g までの係る主張をもって直ちに審査請求人が父の住所であったB町に居住していたと認めることは困難であるといわざるを得ない。

(ウ) 祖父が審査請求人らを迎えにきたことについて

本件被爆者健康手帳交付申請書及び令和 5 年 2 月 1 日面接聴取票によると、審査請求人は、昭和 20 年 8 月 8 日～17 日頃、祖父が大八車で、当時Cに住んでいた母の姉夫婦と審査請求人たち家族を迎えに来て、審査請求人と母をD市F町へ引き取ったと聞いていたと主張する。

しかしながら、処分庁が審査請求人の祖父に関する資料及び審査請求人が当時Cに住んでいたという母の姉夫婦に関する資料を調査したが、審査請求人が原爆投下時にB町にいたことが確認できなかったことが認められる。

ウ その他資料調査について

処分庁は、証人がいない中、審査請求人の主張を踏まえ、審査請求人の父、母及び弟の資料にとどまらず、関係資料の調査を行ったが、審査請求人がB町で被爆したことが確認できる資料は見当たらなかったことが認められる。

エ その他の審査請求人の主張について

このほか、審査請求人はるる主張するが、本件処分の取消しの根拠となる理由とは認められない。

オ 小括

以上のことからすると、審査請求人の被爆の事実を客観的に確認することができるとはいえないと認められるため、審査請求人について、法第1条第1号に該当する者とはいえないとして行われた本件処分が違法又は不当とはいえない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の上記各主張はいずれも理由がない。

本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	井	上	嘉	仁
委員	保	志	明	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。